# 「指定障害福祉サービス短期入所 (医療型)」 重 要 事 項 説 明 書

本重要事項説明書は、当該事業者とサービス利用契約の締結を希望される方に対して 社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注 意いただきたいことを説明するものです。

当施設では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定障害者短期入所サービスを提供します。

当サービスの利用は、原則として居宅生活支援費の支給決定を受けた方が対象となります。

|     |        |     |    |           |    |    |    |          | _ |            |   | - | _ | <br>  | <br> |   |   |   |     |
|-----|--------|-----|----|-----------|----|----|----|----------|---|------------|---|---|---|-------|------|---|---|---|-----|
|     |        |     |    | <b>\$</b> | •  | 目  | 1  | 7        |   | <b>◆</b> < | > |   |   |       |      |   |   |   |     |
| 1.  | 事業所経営法 | 人・・ |    |           |    | •  |    | •        | • |            | • | • |   | <br>• |      | • | • | • | 1   |
| 2.  | 事業所の概要 |     |    |           |    | •  |    | •        | • |            | • | • |   | <br>• |      | • | • | • | 2   |
| 3.  | 事業実施地域 | 及び営 | 業時 | 間•        |    | •  |    | •        | • |            | • | • |   | <br>• |      | • | • | • | 2   |
| 4.  | 居室の概要・ |     |    |           |    |    |    |          | • |            |   |   |   | <br>• |      | • |   | • | 3   |
| 5.  | 職員の配置状 | 況・・ |    |           |    |    |    |          | • |            |   |   |   | <br>• |      | • |   | • | 3   |
| 6.  | 当時業者が提 | 供する | サー | ビス        | と禾 | 川用 | 料金 | <u>.</u> | • |            |   |   |   | <br>• |      | • |   | • | 4   |
| 7.  | 利用者の記録 | や情報 | の管 | 理、        | 開疗 | ₹• |    |          |   |            |   |   |   |       |      |   |   |   | • 6 |
| 8.  | 損害賠償保険 | への加 | 入· |           |    |    |    |          | • |            |   |   |   | <br>• |      | • |   | • | 1 0 |
| 9.  | 虐待防止のた | めの措 | 置• |           |    |    |    |          | • |            |   |   |   |       |      |   |   |   | 1 0 |
| 10. | 身体拘束の禁 | 止・・ |    |           |    |    |    |          |   |            |   | • |   |       |      |   |   |   | 10  |
| 11. | 苦情の受付・ |     |    |           |    |    |    | •        | • |            |   |   | • |       | •    |   | • |   | 1 0 |
| 12. | 非常災害の対 | 策•• |    |           |    |    |    |          | • |            |   |   |   |       |      |   |   |   | 1 0 |
| 13. | 当施設ご利用 | に際し | 留意 | いた        | だく | (事 | 項• |          | • |            |   |   |   |       |      |   |   |   | 1 0 |

社会福祉法人 大空の会

にじいろ診療所 佐世保市大潟町50番地1 医療機関コード0227627 開設者 吉村勝彦

## 1. サービスを提供する事業者

| 名称    | 社会福祉法人 大空の会       |
|-------|-------------------|
| 所在地   | 長崎県佐世保市大潟町50番地1   |
| 電話番号  | 0956-59-5552      |
| 開設者氏名 | 理事長 吉村 勝彦         |
| 設立年月日 | 昭和 48 年 12 月 25 日 |

## 2. 利用事業所

| 事業所の種類     | 指定短期入所・令和 5 年 5 月 1 日 指定 佐世保市 4210201093 号       |
|------------|--------------------------------------------------|
| 事業所の目的     | 在宅の医療的障害者に対する支援事業                                |
| 事業所の名称     | にじいろ診療所                                          |
| 事業所の所在地    | 〒858-0926 長崎県佐世保市大潟町50番地1                        |
| 電話番号       | 0956-59-5552                                     |
| 施設長(管理者)   | 萩原 博嗣                                            |
| 事業所の運営方針   | 在宅の身体障害者・児の医療ケア者を一時的に受け入れ、より適切な                  |
|            | 医療の提供を行うことにより、地域医療に貢献する。                         |
| 開設年月       | 令和6年4月                                           |
| 利用定員       | 2名(空床型)                                          |
| 事業所が併設している | 障害者支援施設 令和5年5月1日 佐世保市4210201093号                 |
| 施設         | 通所障害者生活介護センター 平成 30 年 10 月 1 日 佐世保市 4210200442 号 |
|            | 相 談 支 援 事 業 所 平成 30 年 6 月 1 日 佐世保市 230201396 号   |
|            | にじいろ診療所 平成28年3月19日                               |

## 3. 事業実施地域及び営業時間

| 事業実施地域     | 佐世保市及び周辺地域         |
|------------|--------------------|
| 営業日        | 年末年始(12/29~1/3)は休業 |
| 利用申し込み受付時間 | 8 時 45 分~17 時 30 分 |
| サービス提供時間帯  | 8 時 45 分~17 時 30 分 |

## 4. 事業所の概要

## (1)居室の概要

| 居室の種類 | 室数      | 備考           | 設備等           |
|-------|---------|--------------|---------------|
| 1 人部屋 | 2床(空床型) | 診療所横居室(222・2 | 酸素・吸引器、ベッド・洗面 |
|       |         | 23)を利用       | 所・タンス等        |

## (2) 居室以外の施設設備の概要

当事業所では、居室以外に下記の施設・設備を利用できます。これらの利用については、医療費 に係る自己負担金、食費、水道代以外に、利用者の費用負担はありません。

| 施設設備の種類    | 備考                 | 施設設備の種類  | 備考          |
|------------|--------------------|----------|-------------|
| 診療所        | 診察・治療・口膣ケア         | トイレ・洗面所  |             |
|            | X 線設備              | 会議室(大・中) | 1・2階        |
| 理学療法室(PT室) | ホットハ゜ック・マイクロウエーフ゛等 | 理・美容室    | 散髪・パーマ等     |
|            | 革細工等               | 面談室・相談室  | 個人面談        |
| 体育館        |                    | 実習生宿泊室   | 4室(ユニットバス付) |
| 浴室         | 運動・機械浴槽            |          |             |
| 厨房         |                    |          |             |

## (3) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことはできません。

- ・刃物などの危険物
- ・騒音や異臭等の問題となるようなもの
- ・大きな家具・家電類 ・ペット

## 5. 職員の配置状況(現員)

当施設では、利用者に対して看護職員が短期入所に際して、サービスを提供します。

## (1) 医療部職員

| 職種      | 正規 | 非正規 |
|---------|----|-----|
| 医師      | 1名 | 1名  |
| 看護師長    | 1名 |     |
| 看護師     | 9名 | 4名  |
| 理学療法士   | 2名 |     |
| 作業療法士   | 1名 |     |
| 歯科衛生士   | 1名 |     |
| 医療事務員   |    | 1名  |
| 看護補助員   |    | 1名  |
| リハビリ補助員 |    | 1名  |

## (2) <診療所職員の勤務態勢>(標準的な時間における最低人員)

| 5. 医師  | 月~木曜日             | 08:45~17:30 | 1名 |  |  |
|--------|-------------------|-------------|----|--|--|
| 6. 看護師 | 標準的な時間帯における最低配置人員 |             |    |  |  |
|        | 月~金曜日             | 07:30~16:15 | 1名 |  |  |
|        |                   | 08:45~17:30 | 8名 |  |  |
|        |                   | 21:00~05:45 | 1名 |  |  |
|        | 土・日曜日             | 07:30~16:15 | 1名 |  |  |
|        |                   | 08:45~17:30 | 2名 |  |  |
|        |                   | 21:00~05:45 | 1名 |  |  |

☆土・日・祝日は上記と異なります

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金(契約書第4条、5条、6条参照)

## <介護給付費の対象となるサービスの概要>

## ①日常生活の支援

## i 食事の提供

昼食 12:00~

- ・アレルギーの対応は可能ですが、好き嫌いの対応はいたしかねます。
- ・食中毒防止の観点から、外部より生ものの持ち込みはご遠慮ください。
- ・火器や調理を必要とする食べ物の対応はいたしかねます。
- ・自然災害等での交通事情により、急遽食事内容に変更が生じる場合がございます。

## ii 入 浴

- ・入浴は、毎週2回、火曜と金曜の午後に行います。
- ・シャンプーやボディソープは備え付けておりますが、備え付け以外のものを使用される場合は ご持参ください。

## 曜日及び時間帯

| 階  | 曜日  | 時間帯         |
|----|-----|-------------|
| 2課 | 火・金 | 14:00~15:45 |

## iii排 泄

・オムツ使用の方につきましては、持参してください。

## iv日中活動

- ・日中活動:鑑賞系(カラオケ・DVD鑑賞等)などの活動を行います。
- 制作系

#### v 送迎

利用に際しては、送迎は行いません。ご家族で送迎をお願いいたします。

### ②医療及び健康管理

## i医療

| にじいろ診療所 | 医師による診察・治療                |  |  |  |  |
|---------|---------------------------|--|--|--|--|
| 管理者氏名   | 萩原 博嗣                     |  |  |  |  |
| 診療科     | 内科・整形外科 泌尿器科・肛門科・精神科(不定期) |  |  |  |  |
| 診察日     | 毎週月~木曜日 9:00~17:00        |  |  |  |  |

なお、利用者が、専門医師等の診断・治療を要する時は、下記の協力医療機関において診察・治療を受けることができます。

| 医療機関名    | 所在地           | 電話番号         |
|----------|---------------|--------------|
|          |               |              |
| 佐世保共済病院  | 佐世保市島地町10-17  | 0956-22-5136 |
| 千住病院     | 佐世保市宮地町5-5    | 0956-24-1010 |
| 久保内科病院   | 佐世保市田原町11-9   | 0956-49-3377 |
| 松浦病院     | 佐世保市世知原町栗迎9-1 | 0956-76-2201 |
| たたみや歯科医院 | 佐世保市大潟町60-102 | 0956-48-5655 |

## ii 服薬の支援

・服薬の必要な利用者で、ご自身で管理及び服薬が困難な時は、適切な服薬介助を行います。

#### iii 口腔ケア

利用者の心身の能力を最大限活用し、口腔ケアなど適切な支援を行います。

・洗面道具につきましては、ご持参ください。

## ③相談援助

## i医療

・医療や保健のことで相談があれば、医師や看護師が専門的に応じます。

#### ii 栄養・給食

・日々の食事や間食に関わる栄養問題等で相談があれば、専門知識を持つ栄養士が適切に助言を 行います。

## iiiリハビリテーション

・身体機能上のことや訓練、補装具のことで相談があれば、理学療法士などが専門的立場から応じます。

#### (2) 利用者料金

#### ①介護給付費等の対象利用者負担額

上記サービスの利用に対しては、②の実費負担額を除き、通常サービス料金の9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が、介護給付費等を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。(定率負担)

個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

事業者が介護給付費等の代理受領を行わない場合(償還払いは、市町村が定める介護給付費用の金額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収証」を添えてお住まいの市町に申請すると、介護給付費が支給されます。)

#### 【利用者負担額の上限等について】

★介護給付費対象のサービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ)の利用 負担額は、上限が定められています。

☆利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス 利用開始の際にその旨をお申し出下さい。(定率負担の対象となります。)

#### ②サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費の対象ではありませんので、実費をいただき ます。

i 「給食サービス」にかかる食材費・調理費 1日3食 1460円

**ii 光熱水費** 日額 362円

## iii「創作活動」「レクリエーション活動」にかかる材料費などの実費

・その都度、その内容の説明をいたします。

iv利用者等のご希望によりコピーなどをされた場合は、下記のとおり料金をいただきます。

臨時に徴収させていただく料金は下記の通りです。

| 名 目    | 料 金      | 備考             |
|--------|----------|----------------|
| FAX    | 一通 30円   |                |
| コピー    | 片面一枚 10円 | サイズ不問          |
|        | 両面一枚 16円 | 用紙持ち込み         |
|        |          | 片面一枚6円 両面一枚10円 |
| カラーコピー | 一枚 20円   |                |

## (サービス利用料金)

## 短期入所

| 利用形態 | 日中のみ | 医療型短期入所サービス費 | 2571単位/日 |
|------|------|--------------|----------|
|------|------|--------------|----------|

## (利用実績に応じて請求させていただくサービス料金)

| サービスの種類     | 光熱水費  | 食事提供                            |
|-------------|-------|---------------------------------|
| ④ サービス利用料金  | 362 円 | 1460 円(朝 360 円・昼 600 円・夕 500 円) |
| ⑤ ④のうち介護給付費 | _     | 食事提供加算 480 円                    |
| ⑥ 利用者負担額    | (日額)  | 000 🎞                           |
| (6=4-5)     | 362 円 | 980 円                           |

### <利用者負担の減免>

## 【利用者負担に関する上限額】

○ 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて5区分の月額上 限額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

| 区分      | 世帯の収入状況                | 1ヶ月あたりの負担上限額 |  |
|---------|------------------------|--------------|--|
| 生活保護    | 生活保護受給世帯               | 0円           |  |
| 低所得1    | 市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご | 0円           |  |
| 1位別1寸 1 | 本人の収入が 80 万円以下の方       |              |  |
|         | 市町村民税非課税世帯             | 0円           |  |
| 低所得 2   | 例)単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね  |              |  |
|         | 125 万円以下の世帯            |              |  |
| 一 般1    | 市町村民税課税世帯              | 9,300円       |  |
| 一 般2    | 市町村民税課税世帯 37,200       |              |  |

## (3) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法 (契約書第6条)

前記(2)(3)の料金・費用は、サービス利用後、利用月分の合計金額を翌月請求いたしますので、その月末までにお支払い下さい。

## 指定口座への振り込み

- 〇 十八親和銀行 浜田町支店 普通預金 口座番号 0 0 9 4 2 9 3
- 〇 口座名義人 社会福祉法人 大空の会 理事長 吉村 勝彦

#### (5) 利用料金の変更

実費負担額を変更する場合は、原則として1か月前までにご説明します。

#### 7. 損害賠償保険への加入(契約書第11条参照)

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

| 保険会社名 | 損害保険ジャパン(株)                         |
|-------|-------------------------------------|
| 保険名   | しせつの損害補償                            |
| 保証の概要 | 施設業務(サービス)はもとより、居宅支援事業所などと併せ、医療行為も含 |
|       | め全ての業務が補償の対象となります。                  |

## 8. 虐待防止のための措置

利用者の人権擁護、虐待防止のために、責任者を配置しています。

なお、虐待防止にかかる職員研修を毎年実施致します。

## 9. 身体拘束の禁止

利用者又はその他の利用者の生命、又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、 身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。

身体拘束にかかる職員研修を毎年実施いたします。

## 10. 苦情の受付(契約書第16条参照)

#### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 〇苦情解決責任者 氏 名 中村 朝和 [地域事業部長]
- 〇苦情解決副責任者 氏 名 南部 幸子 [施設長]
- 〇苦情受付窓口(担当者)

玄関ロビーに設置している「ご意見箱」でも受け付けます。

なお、上記記載の者に限らず第三者委員へ直接苦情を申し出ることもできます。

また、ホームページ・インターネットメールでも受け付けております。

## 11. 意見・要望の申立先

当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情解決責任者 氏名 中村 朝和 [地域事業部部長]

苦情解決副責任者 氏名 南部 幸子 [入所事業部部長(施設長)]

## 苦情受付窓口(担当者)

| 職名    | 氏名    | 職名      | 氏名    |
|-------|-------|---------|-------|
| 医療部次長 | 池村 政彦 | 地域事業部次長 | 松本 和幸 |

#### 〇第三者委員

氏名 松瀬 英子 [相浦地区福祉推進部会長協議会 会長]

住所:佐世保市相浦町88 電話:47-2411

氏名 山田 信弘 [社会福祉法人寛寿会評議員]

住所: 佐世保市庵浦町1952-2 電話: 26-4156

▽ホームページアドレス: http://niji-iro.or.jp/
▽メールアドレス: info@niji-iro.or.jp

〇受付時間 毎週月曜日~金曜日 8:45~17:30

#### (2) 行政機関その他苦情受付期間 (土・日・祝日を除く)

|            | 〇所 在 地 | 佐世保市高砂町5-1   |
|------------|--------|--------------|
| 佐世保市障がい福祉課 | 〇電話番号  | 0956-24-1111 |
|            | 〇受付時間  | 8:30~17:15   |
| 티峽면상스등에서량스 | 〇所 在 地 | 長崎市茂里町3-24   |
| 長崎県社会福祉協議会 | 〇電話番号  | 095-842-6410 |
| (運営適正化委員会) | 〇受付時間  | 9:00~17:00   |

#### 12. 非常災害時の対策

(1) 非常時の対応

別途定める「にじいろ消防防災計画」により対応いたします。

(2)避難・防災訓練

別途定める「にじいろ総合避難訓練実施要領」に則り、避難・防災訓練を年2回6月と10月に夜間を想定して利用者も参加して行います。佐世保市西消防署指導のもと第3中隊、第27分団との共同訓練です。

## (3) 防災設備等

| 設備等     | 有無 | 設備等    | 有無 |
|---------|----|--------|----|
| 自動火災報知器 | 有  | 非常通報装置 | 有  |
| 防火扉     | 有  | 非常用電源  | 有  |
| 誘導灯     | 有  | 消火栓    | 有  |
| スプリンクラー | 有  | 消火器    | 有  |
| ガス漏れ報知器 | 有  | 監視カメラ  | 有  |

カーテンは防炎加工のものを使用しています。

## (4) 警備及び設備機器の管理運営

運転士(警備員)が施設内に終日常駐しています。

## 13. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- (1) 貴重品の管理
  - ・貴重品の破損・紛失については、責任を負いかねます。
- (2) 宗教活動・政治活動・営利活動
  - ・利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動 はできません。

## (3) 第三者評価について

・当施設では第三者による評価は実施しておりません。

## 付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

改正日 令和3年 9月 1日

令和4年 7月 1日

令和5年 5月 1日

令和6年 4月 1日

# 同意書

令和 年 月 日

| 指定佐世保市を行いました。 |                | 所(医療型)事業サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明                             |
|---------------|----------------|---------------------------------------------------------------|
| 施設名           | 名 称            | 障害者支援施設「にじいろ」2F にじいろ診療所                                       |
|               | 住所             | 長崎県佐世保市大潟町50番地1                                               |
|               | 説明者            | 氏名 印                                                          |
|               |                | 職名 看護科                                                        |
|               |                | て事業者から重要事項の説明を受け、指定佐世保市障害者短期入所 (医療<br>診療所」の提供開始に同意しました。       |
| 利用者           | 住所 〒           | _                                                             |
|               | 氏名             |                                                               |
| 代筆者           | 保護者 成4<br>住所 〒 | 年後見人                                                          |
|               |                | 印<br>利用者が、身体の状況等により署字困難な為、代理人又は保護者が<br>思を確認の上、利用者に代わって代筆しました。 |